

国 住 備 第 5 1 号
平成 2 9 年 6 月 2 2 日

都道府県・政令市
住宅主務部局長 殿

公営住宅等における吹付けアスベスト等の使用実態に係る情報提供について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課長

公営住宅等に使用された吹付けアスベスト等への対応については、「公共住宅の吹付けアスベストに係る当面の対策について」（昭和 63 年 11 月 24 日付け建設省住建発第 109 号）等により、飛散防止等の的確なアスベスト対策の実施を要請するとともに、地方公共団体がアスベストの除去や封じ込め等の対策を行うに当たっては、国からも補助を行ってきたところである。これまでの取組により、公営住宅等への使用が確認された吹付けアスベスト等については、対策が概ね実施済みとなっているところである。

今般、公営住宅等に使用された吹付けアスベスト等に係る一連の報道があり、公営住宅等の入居者や元入居者からの公営住宅等におけるアスベストの使用状況に関する問合せが増加することが想定されるところである。これらに的確に対応するため、各地方公共団体において、現に存する吹付けアスベスト等の使用に関する情報について、以下の点に留意の上精査し、必要な情報を提供されるようお願いする。

また、都道府県におかれては、本通知について、管内市町村（政令市を除く。以下同じ。）に対して周知徹底するとともに、管内市町村の状況に応じて、必要な技術的助言をお願いする。

記

1 情報提供の対象の整理

各地方公共団体が、公営住宅等（公営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅等をいう。以下同じ。）に使用された吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール（アスベストを 0.1 重量％超含有しているものに限る。）。以下同じ。）に関して、現在保有する情報について、以下の内容を精査した上で、別添参考の表 1～3 を参考として情報の整理を行うこと。既に建物を解体した公営住宅等であって吹付けアスベスト等の使用に係る情報が残っているものについても、同様に情報の整理を行うこと。

（1）使用場所の精査

吹付けアスベスト等を使用した公営住宅等の建物等について、現に保有する資料から、居室等、居室等以外の部分の別、その使用部位をできる限り精査すること。

①専用住戸の居室等（居室、台所、浴室、便所、住戸内廊下等。以下同じ。）

- ②専用住戸の居室等以外の部分（専用住戸のバルコニーやパイプスペース、共用部分（共用廊下、共用階段、電気室、機械室、ポンプ室等）、共同施設（集会所、駐車場、駐輪場等））

（２）情報提供すべき事項

- ①吹付けアスベスト等を使用した部分が専用住戸の居室等の場合〔表１参照〕

団地名、所在地、管理開始年度、建物名（住棟番号）、使用部位（使用した住戸の範囲、居室天井、浴室天井等）、対策工事实施年度等とする。

- ②吹付けアスベスト等を使用した部分が専用住戸の居室等以外の部分の場合〔表２参照〕

団地名、所在地、管理開始年度、建物名（住棟内で使用していた場合は住棟番号）、使用部位（共用廊下、電気室等）、対策工事实施年度等とする。

- ③吹付けアスベスト等を使用しているものの管理開始の段階から天井を張る等により吹付けアスベスト等を露出させない囲い込み等の措置が行われていた場合、吹付けアスベスト等の使用の有無について調査を行う前に囲い込み等の措置を行った場合〔表３参照〕

団地名、所在地、管理開始年度、建物名（住棟内で使用していた場合は住棟番号）、対策工事の内容（部位、講じた措置）、対策工事实施年度等とする。

２ 情報提供の方法

１で整理した情報について、原則として、各地方公共団体のホームページに掲載すること。また、入居者又は元入居者からの問合せの窓口の設置等を併せて行うなど、各地方公共団体の状況に応じた適切な方法を講じること。

なお、これまでの調査において、管理する公営住宅等において吹付けアスベスト等を使用したものがない地方公共団体においては、該当するものがない旨を情報提供することが望ましい。

３ その他

入居者又は元入居者からのアスベストによる健康被害に関する問い合わせについては、保健所や近隣の専門医療機関（労災病院のアスベスト疾患センター等）の窓口を紹介するとともに、アスベストにより中皮腫や肺がん等の指定疾病*を発症したおそれのある場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく救済制度*の窓口である独立行政法人環境再生保全機構を紹介する等の適切な対応を行うこと。

※ 石綿健康被害救済制度においては、労災保険制度等の対象とならない者について、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚をいう。以下同じ。）にかかった旨の認定を受けた場合に、医療費（自己負担分）、療養手当（103,870 円／月）及び葬祭料（199,000 円）が支給される。なお、日本国内にお

いて石綿を吸入することによりかかった指定疾病に起因して制度の施行日前に死亡した者及び日本国内において石綿を吸入することによりかかった指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して制度の施行日以降に死亡した者に対しては、特別遺族弔慰金（2,800,000 円）及び特別葬祭料（199,000 円）が支給される。

（参考）アスベスト（石綿）による健康被害と救済制度について（独立行政法人環境再生保全機構ホームページより）

「アスベスト（石綿）による健康被害については、アスベストが長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生する一方で、アスベストに起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しいという特殊性があります。このアスベストによる健康被害の特殊性にかんがみ、アスベストによる健康被害者であつて労災補償の対象とならない方を対象とし、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、アスベストによる健康被害について、迅速かつ安定した救済制度を実現するため、石綿による健康被害の救済に関する法律が平成 18 年 2 月 10 日に公布されました。」

【参考情報】

①建築物のアスベスト対策について

建築基準法では、平成 18 年 10 月 1 日以降、「吹付けアスベスト」及び「アスベスト含有吹付けロックウール（アスベストを 0.1 重量%を超えて含有しているものに限る）」を建築物に使用することを禁止している。

一方、その他のアスベスト含有吹付け材として、「吹付けバーミキュライト（ひる石）」や「吹付けパーライト」の存在も挙げられるが、これらについては、国土交通省において実態調査を行ったところ、有意なアスベスト繊維の飛散は確認されなかったことから、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会の審議を踏まえ、建築基準法の規制の対象とはしていない。

②吹付けアスベスト等による健康被害に関する情報

- ・アスベスト疾患センター一覧（独立行政法人労働者健康安全機構）

<http://www.research.johas.go.jp/asbesto/07.html>

- ・石綿健康被害救済制度の紹介（独立行政法人環境再生保全機構）

<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/shien/kyusai.html>

- ・「石綿と健康被害」（パンフレット）（独立行政法人環境再生保全機構）

<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/kenkouhigai/index.html>

同機構ではパンフレットの紙媒体の送付依頼にも対応（無料）

<参考> 公営住宅等における吹付けアスベスト等(※1)の使用実態について

平成〇年〇月〇日時点

表1) 居室等(※2)において吹付けアスベスト等が確認された公営住宅等

	団地名	所在地	管理開始 年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事 実施年度	備考
記入例	〇〇団地	〇〇市〇〇	S40	1,3,4号棟	全住戸の居室、浴室、トイレの天井	済	S63	H25建物解体済み
記入例	〇〇団地	〇〇市〇〇	S40	2号棟	最上階の居室、浴室、トイレの天井	済	S63	
1								
2								
3								

表2) 居室等以外の箇所(※3)において、吹付けアスベスト等が確認された公営住宅等

	団地名	所在地	管理開始 年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事 実施年度	備考
記入例	△△団地	〇〇市△△	S45	1～7号棟	機械室、ポンプ室	済	H20	
記入例	△△団地	〇〇市△△	S45	—	集会所	済	H20	
1								
2								
3								

表3) 管理開始時から措置済み又は吹付けアスベスト等の使用の有無の確認前に対策を行った公営住宅等

	団地名	所在地	管理開始 年度	住棟番号	対策工事の内容(部位、講じた措置)	対策工事	対策工事 実施年度	備考
記入例	◇◇団地	〇〇市◇◇	S35	1～3号棟	アスベスト含有の有無は不明であるが、建設当初から吹付け箇所を囲い込みしており、措置済み	済	S35	
記入例	■■団地	〇〇市■■	S38	2号棟	アスベスト含有の有無は不明であるが、H20に全住戸の天井について、対策済み	済	H20	
1								
2								
3								

(※1) 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

(※2) 居室、台所、浴室、便所、住戸内廊下等

(※3) バルコニー、住戸内のパイプスペース等通常立ち入らない箇所、共用部分(共用廊下、共用階段、機械室等)、共同施設(集会所、駐車場等)